

**令和6年度当初予算石油供給構造高度化事業費補助金
(次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業
のうち、次世代燃料の安定供給促進事業)
公募要領**

令和6年4月、6月改正

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

経済産業省・資源エネルギー庁からの補助金に係る石油供給構造高度化事業費補助金（次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業のうち、次世代燃料の安定供給促進事業）についてエネルギー供給構造高度化事業コンソーシアムが公募を行いますので、交付を希望される事業者は、本要領に基づき申請されるようご案内いたします。

1. 事業の目的

バイオ燃料（バイオメタノール、バイオエタノール等を含む）や e-fuel 等の次世代燃料（非化石）の製造、安定供給を確保していくための環境整備等（次世代燃料の安定供給促進）を行う事業に対して、当該経費を補助することにより、カーボンニュートラルの実現に向けて、化石燃料供給の低減を促すことを目的としています。

2. 事業の内容

(1) 事業概要

上記目的に向けて、間接補助事業者が行うバイオ燃料（バイオメタノール、バイオエタノール等を含む）や e-fuel 等の次世代燃料（非化石）の製造、安定供給を確保していくための環境整備等に要する経費の一部を補助します。

化石燃料等供給体制の強靱化支援事業の遂行に係る業務については、「石油供給構造高度化事業費補助金（次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業のうち、次世代燃料の安定供給促進事業）業務方法書」（以下、「業務方法書」という。）等により実施します。

	予算規模	補助率	予算超過時の圧縮 (※)
令和6年度予算	約36億円 (予定)	設備投資事業 1/3以内 技術実証事業 2/3以内	あり

※ 申請者からの補助金申請額の合計が国の予算額に基づきコンソーシアムが定める金額を超え、かつ本補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、技術審査委員会及びコンソーシアムは補助金額を減ずることがあります。その場合、補助率は上記を下回ります。最終的な実施内容、交付決定額については、採択決定後、コンソーシアムと調整した上で決定するものとします。

(2) 補助対象の事業者

補助対象事業者は、以下の要件を全て満たした企業・団体等とします。

- ① 日本に拠点を有していること
- ② 事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること
- ③ 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること

- ④経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要綱(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号一覧に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと
- ⑤別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項のいずれにも該当しないこと。

(3) 補助対象事業者の事業内容

補助対象事業者は、事業内容が次のいずれかを満たす者としてします。

- ①次世代燃料等の安定供給促進を行う事業を推進する事業者
- ②その他、上記に準じる事業者として、コンソーシアムが認めた事業者

(4) 補助対象経費

補助対象経費は、①石油精製業者等が、バイオ燃料（バイオメタノール、バイオエタノール等を含む）や e-fuel 等の次世代燃料（非化石）の製造を行うための設備導入、既存設備の改造又は移設（以下、「設備投資事業」という。）に要する費用及び②石油精製業者等が、バイオ燃料（バイオメタノール、バイオエタノール等を含む）や e-fuel 等の次世代燃料（非化石）の安定供給に向けた技術実証や F S 検討（以下、「技術実証事業」という。）に要する経費とします。

(5) 補助対象の範囲

■ 設備投資事業における補助対象範囲

設備投資事業においては、次の経費を補助対象とします。

- ①基本設計（事業の実施を判断するための投資額、効果を把握するための P & I 作成、機器リスト作成、プロット作成）
- ②詳細設計（工所用設計図面作成、機器製作図作成、および工事計画図面作成等）
- ③機器調達
- ④現場工事等
- ⑤その他上記に準ずるものとして、コンソーシアムが認めるもの

■ 技術実証事業における補助対象範囲

技術実証事業においては、次の経費を補助対象とします。

- ①パイロットプラント～商用機による実証等を含む検討事業
 - ア 次世代燃料製造のための処理検討
 - イ 次世代燃料製造のための設備等の運転検討
- ②次世代燃料製造等を行う事業を具体化するための検討

- ③基本計画作成
- ④概略事業計画作成
- ⑤概略予算の作成
- ⑥ベンチプラントによる案件の検討等
- ⑦その他上記に準ずるものとして、コンソーシアムが認めるもの

(6) 補助率

補助率は、事業の区分ごとに、

- ① 設備投資事業に当たっては1／3以内
- ② 技術実証事業に当たっては2／3以内とします。

ただし、同一の締め切りにおいて、予算の範囲を超えた場合は、これを下回ることがあります。

(7) 事業予算

事業予算（補助金額の合計額）は、約3, 663百万円（予定）です。

3. 技術審査委員会

(1) 申請事業の審査

採択は、公募期間に提出された提案書（様式第1の2）等に基づいて、コンソーシアムの外部有識者で構成される第三者審査委員会「技術審査委員会」で審査の上、決定するものとします。

応募期間締め切り後、必要に応じて提案に関するヒアリングの実施や追加資料の提出を求めることがあります。また、申請書類の不足等、不備がある場合は、要件不適として選定されない場合があります。

(2) 審査日時

■ 第1回技術審査委員会

令和6年5月8日（水）11：00～12：00

第1回技術審査委員会は、令和6年5月8日（水）の11：00～12：00に開催いたしました。

■ 第2回以降の技術審査委員会（予定）

第2回目技術審査委員会：令和6年6月26日（水）11：00～

第3回目技術審査委員会：令和6年7月18日（木）13：00～

第4回目以降の技術審査委員会は申請状況により調整します。

(3) 審査に係る評価項目

審査については、以下の審査基準に基づき、総合的な評価を行います。

審査に係る評価項目

評価区分	評価項目	評価内容
事業内容	事業内容の補助目的との適合性	実施内容が補助事業の目的や趣旨に合致しているか。 (加点) 実施内容に先進性や独自性がみられるか。
	事業実施計画	事業内容又は実証内容を評価する。 (具体的には、後述の様式集における別紙様式第1による令和6年度実施計画書の6. 実施計画を評価する。別記を参考に事業内容又は実証内容をわかりやすく記載すること。)
	事業実施方法	実施内容と整合がとれているか。実施方法が明確に示されているか。 (加点) 実施方法が効果的であるか。
	事業化への道筋	事業化への道筋が示されているか。 (加点) 次世代燃料の安定供給につながるような社会的インパクトがあるか。
組織の事業遂行力	財務基盤・経理処理能力	事業を行う上で適切に財政基盤・経理処理能力を有しているか。 (加点なし)
	事業実施体制	(加点/単独事業) 将来のサプライチェーンを意識した体制が想定されているか。
	経営上のコミットメント	事業は経営者のコミットメントが得られているか。 (加点) 事業は、経営戦略に含まれているなど、経営上の重要な事業として位置づけられているか。
	賃上げ、ワーク・ライフ・バランス等の推進	①賃金引き上げ計画を有しているか(必須項目ではないが、当てはまれば、加点として評価する。)・令和5年以降に開始する申請者の事業年度(あるいは暦年)において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を[大企業: 3%、中小企業: 1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。※中小企業については、給与総額とする。②ワーク・ライフ・バランス等の推進について、必須項目ではないが、以下の認定に当てはまれば、加点として評価す

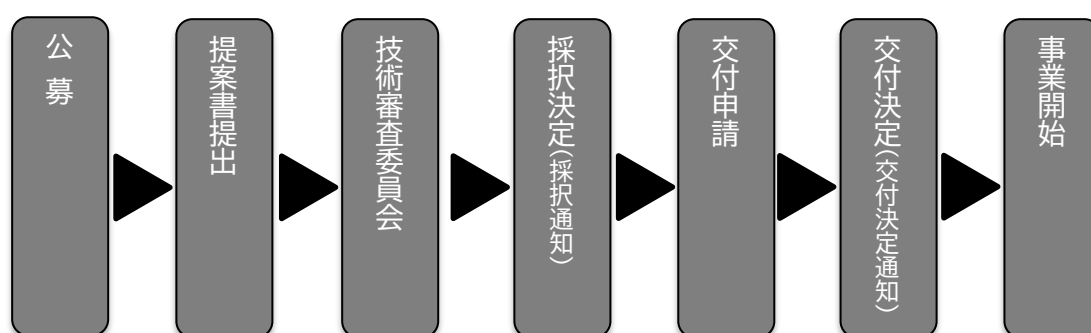
評価区分	評価項目	評価内容
		<p>る。</p> <p>(加点) 次のア、イ、あるいはウについて、認定を受けている申請者について加点する。</p> <p>ア女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）</p> <p>イ次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん、くるみん（最新の認定年）、プラチナくるみん認定企業）</p> <p>ウ青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p>

※加点項目については、記載があれば加点する。

(4) 採択結果の公表及び通知

技術審査の結果、採択された申請者については、コンソーシアム及び資源エネルギー庁のホームページ等で公表するとともに、当該申請者（共同申請の場合は幹事法人のみ）に対しその旨を通知します。

採択された申請者は、その後、交付申請を行ってください（採択の段階ではまだ交付決定ではございません）。採択決定後から交付決定までの間に、コンソーシアムとの協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があることに留意ください。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合があるので御了承ください。



申請から補助事業開始の流れ

4. 間接補助事業の実施

(1) 交付申請と交付決定

採択通知後、交付申請書（様式第1）に添付資料をつけて交付申請を行ってくだ

さい。添付資料は提案書へ添付した資料に変更がない場合は省略して構いませんが、採択決定後から交付申請までの間に変更が生じた場合は最新の添付資料を添付してください。

交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。交付決定の通知があった日以降に間接補助事業を開始してください。

（２）間接補助事業実施期間

交付決定日以降に間接補助事業を開始してください。

間接補助事業は、確定検査の時間も考慮し、原則として工事実施を令和7年2月末までに完了し、実績報告書を作成する工程としてください。工事内容に応じて、早期終了も可能とします。

実績報告書は、令和7年3月14日（金）までに提出してください。

（３）確定検査

事業終了後、間接補助事業者が提出する実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査で支出の事実を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の確認及び支出額及び内容の厳格な審査を行い、支払額を確定するものとします。支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したとみられる費用の合計とします。

支払額の確定方法について不明な点は、以下のリンク先に記載している事務処理マニュアルに従い、決定するものとします。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual102.pdf

5. 公募期間及び書類提出先

（１）公募説明会の開催

公募説明会を以下の通り、Teamsにより実施します。

令和6年4月25日（木） 13：00～

（２）公募期間及び締め切り

■ 公募開始

令和6年4月23日（火）から

令和6年4月23日（火）より公募を開始します。令和6年度の本件に関する公募開始は、1回限りとし、申請状況により技術審査委員会を開催します。

技術審査委員会開催の前営業日（土曜日、休日を除く）までに提出された事業について審査を実施します。

- 第1回目審査（令和6年5月8日（水））：5月7日まで提出の分を審査
- 第2回目審査（令和6年6月26日（水））：6月25日まで提出の分を審査
- 第3回目審査（令和6年7月18日（木））：7月17日まで提出の分を審査
- 第4回目審査以降は申請状況により調整します。

(3) 応募に関する提出書類（提案書等）

公募期間内に、以下の提出書類を、電子データにより提出してください。
また、提出書類については、押印を省略することができます。

ア 提出書類（電子データによる提出）

- ①提案書（様式第1の2）

イ 添付資料（電子データによる提出）

- ①申請者の営む主な事業（会社、事業所のパンフレット等）
- ②申請者の資産及び負債に関する事項（会社概要、事業概要（直近の決算報告書、株主総会の事業報告等）等）
- ③申請者の役員等名簿（別紙2）
- ④実施計画書（別紙様式第1）

(4) 採択後の交付申請における提出書類（交付申請書等）

採択決定となりましたら、以下の提出書類を、電子データにより提出してください。添付書類は提案書へ添付した書類を基本としますが、採択決定後から交付申請までの間に変更が生じた場合は最新の添付資料を添付してください。

また、提出書類については、押印を省略することができます。

① 提出書類

- 交付申請書（様式第1）

(5) 提出先、問合せ先

電子データを 2024@cros2.jp への提出とし、締切必着とします。

送信ができない大きなファイルは、分割送信または、オンラインストレージサービスを活用する等により提出してください。

Kintoneにて提出する場合は、アカウントをコンソーシアムで用意しますので、問い合わせ先に余裕をもって連絡してください。

■問い合わせ先

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

次世代燃料の安定供給促進事業担当

今村、本田、川村、坂井、増田

住所：〒231-0014

神奈川県横浜市中区常盤町3丁目24番地 サンビル4階

E-mail：2024@cros2.jp

TEL：050-5211-5407

(6) 資料の配布について

公募要領等の資料については、コンソーシアムで配布します。

6. その他の注意点

(1) 設備の移設等に係る補助対象工事の範囲

設備の移設等（移設・撤去・廃棄処分費）に係る補助対象工事の範囲と補助対象経費については、別紙4のとおりとします。

(2) 成果に係るデータ提出

補助事業者は、事後評価のため、補助事業完了後、事業成果に係る1年間のデータを取得し、コンソーシアムに提出してください（別途指示）。

(3) 複数年事業について

複数年度事業に係る内容は、以下のとおりです。

- ①本補助金の交付決定は、単年度ごとの事業に対して行われるため、複数年度事業については、次年度以降にも交付申請手続きを行っていただきます。
- ②各年度に補助対象経費が発生し、その出来高に応じた支払いを完了する必要があります。
- ③各年度の補助対象経費について、工事契約の着手金、前渡金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点でその金額相当の出来高がなければなりません。
- ④各年度の交付決定にあたり、次年度以降の交付決定を保証するものではありません。従って、次年度に継続案件として申請された案件であっても、事業の内容に加え、事業の進捗状況、目標達成の可能性等について確認し、継続が不適切と判断された

場合は、交付の対象とならない場合があります。

また、予算上やむを得ない場合には減額になることがあります。

- ⑤補助事業開始後、2年度目以降に中止又は廃止の場合は、既に交付した補助金の返還が必要になることがあります。

(4) ジービズインフォへの掲載について

国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進すべく、コンソーシアムが行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、交付決定日、法人番号）についても、ジービズインフォに原則掲載されることとなります。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(様式第1の2)

年 月 日

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 米川 泰平 殿

申請者 住所
名称
代表者名

令和6年度石油供給構造高度化事業費補助金(次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業のうち、次世代燃料の安定供給促進事業) 提案書

令和6年度石油供給構造高度化事業費補助金(次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業のうち、次世代燃料の安定供給促進事業)に係る公募要領に基づき、下記の通り提案します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、提案します。

記

1. 申請者(連名の場合は代表法人)の法人番号(13桁)
2. 間接補助事業の名称
3. 間接補助事業の目的及び内容
4. 間接補助事業の開始及び完了予定日
5. 間接補助事業に要する経費 円
6. 補助対象経費 円
7. 補助金申請額 円
8. 補助対象経費の算出基礎(別紙1 積算内訳)

(注1) 提案書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 申請者の役員等名簿（別紙2）
4. 実施計画書

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(様式第1)

年 月 日

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 米川 泰平 殿

申請者 住所
名称
代表者名

令和6年度石油供給構造高度化事業費補助金(次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業のうち、次世代燃料の安定供給促進事業) 交付申請書

石油供給構造高度化事業費補助金(次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業のうち、次世代燃料の安定供給促進事業) 業務方法書(以下「業務方法書」という。)第7条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び業務方法書の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 申請者(連名の場合は代表法人)の法人番号(13桁)
2. 間接補助事業の名称
3. 間接補助事業の目的及び内容
4. 間接補助事業の開始及び完了予定日
5. 間接補助事業に要する経費 円
6. 補助対象経費 円
7. 補助金交付申請額 円
8. 補助対象経費の算出基礎(別紙1 積算内訳)

(注1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 申請者の役員等名簿（別紙2）
4. 実施計画書

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(別紙1)

積算内訳

(単位：円)

積算内訳	金額
合計	

(別紙2)

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クレン ジツ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トホク 伊吹	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハナ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

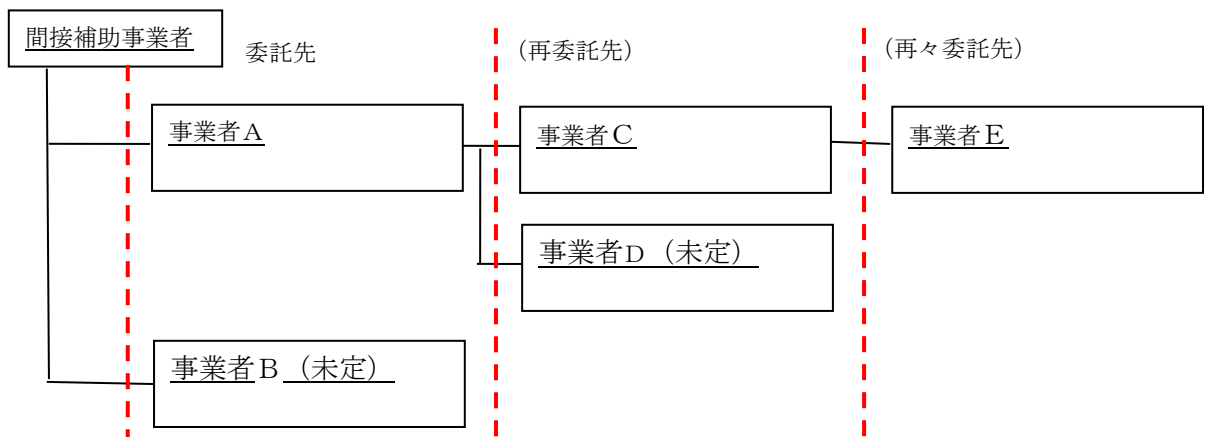
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(別紙3)

実施体制図

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
事業者A（	委託先	東京都〇〇区……	※算用数字を使用し、 円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B未定	外注先	〃	〃	〃
事業者C	再委託先(事業者Aの委託先)	〃	〃	〃
事業者D未定 (再委託先)	再委託先(事業者Aの委託先)	〃	〃	〃
E（再々委託先)	再々委託先(事業者Cの委託先)	〃	〃	〃



【実施体制図に記載すべき事項】

- ・間接補助事業の一部を第三者に委託する場合には、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、間接補助事業との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。

(別紙様式第1)

令和6年度実施計画書

1. 間接補助事業の名称

2. 間接補助事業のカテゴリー

(間接補助事業のカテゴリーは2つから選択して一つ記載する)

- ・設備投資事業
- ・技術実証事業

3. 間接補助事業の目的

4. 政策的意義、申請者の取り組み(経営方針、将来像等)

5. 間接補助事業者及びその事業所の概要

(1) 事業者名及び法人番号

(2) 間接補助事業を実施する事業所名及び所在地

(3) 連絡先

① 事業管理者の連絡先

② 経理担当者の連絡先

6. 実施計画

(間接補助事業のカテゴリーごとに別記の項目で記載する)

7. 詳細工程

(1) 間接補助事業の開始予定及び完了予定日

① 開始予定年月日 令和 年 月 日

② 完了予定年月日 令和 年 月 日

(2) 間接補助事業の実施予定スケジュール

(別表様式第1)に記載

(3) 所要資金計画

① 所要資金計画

(別表様式第2)に記載

② 間接補助事業に要する予定経費、補助対象予定経費及び補助金交付申請予定額

(別表様式第3)に記載

(4) 資金調達計画

(別表様式第4)に記載

(5) 間接補助事業実施体制

8. 間接補助事業に関連する事項

(1) 他の補助事業との関係

(2) 許認可、権利関係等補助事業実施の前提となる事項

(3) その他間接補助事業実施上問題となる事項

別記 6. 実施計画に記載する項目

設備投資事業、技術実証事業における記載すべき項目を以下の通り例示する。

申請事業の実情により、これらの全ての項目の記載がマストではないが、事業の内容がわかるように工夫して記載する。

1 設備投資事業

(1) 計画概要

- ① 事業の目的（事業全体及び令和6年度）
- ② 事業の経営における位置づけや将来像
- ③ 事業を実施する事業所等の全体配置図
- ④ 事業の実施体制及び関係者との協力体制（複数事業者の場合は今年度費用分担。関係者との協力体制は別紙3を添付する。）
- ⑤ 事業スケジュール（令和6年度及び全体スケジュール）
- ⑥ 実現に向けた費用見通し及び（共同申請/新会社申請の場合）各社の負担/投資額
- ⑦ 賃金引き上げ計画を有しているか（幹事法人のみ対象、あれば記載する）
令和5年以降に開始する申請者の事業年度（あるいは暦年）において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を【大企業：3%、中小企業：1.5%】以上増加させる旨を従業員に表明していること。※中小企業については、給与総額とする。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランスの取組をしているか。（幹事法人のみ対象、認定があれば記載する）
以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出する。
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
 - ・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
 - ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユーザー認定）

(2) 事業内容

- ① 設備投資の概要

- ② 供給を目指す次世代燃料（バイオ燃料またはe-fuel）
- ③ 次世代燃料製造の技術開発の成果と化学プロセス
- ④ 次世代燃料のマテリアルフロー及びサプライチェーン
- ⑤ 次世代燃料製造にかかわる主要設備と製造プロセス
- ⑥ 次世代燃料の製造目標量
- ⑦ 次世代燃料の需要者への供給体制・供給ルート
- ⑧ 次世代燃料の供給実現やカーボンニュートラルに向けた課題と課題解決のための工夫

2 技術実証事業

- (1) 計画概要
 - ① 事業の目的（事業全体及び令和6年度）
 - ② 事業の経営における位置づけや将来像
 - ③ 事業を実施する事業所等の全体配置図
 - ④ 事業の実施体制及び関係者との協力体制（関係者との協力体制は別紙3を添付する）
 - ⑤ 事業スケジュール（令和6年度及び全体スケジュール）
 - ⑥ 実証事業費用及び（共同申請/新会社申請の場合）各社の負担/投資額
 - ⑦ 賃金引き上げ計画を有しているか（あれば記載する）
令和5年以降に開始する申請者の事業年度（幹事法人のみ対象、あるいは暦年）において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を〔大企業：3%、中小企業：1.5%〕以上増加させる旨を従業員に表明していること。※中小企業については、給与総額とする。
 - ⑧ ワーク・ライフ・バランスの取組をしているか。（幹事法人のみ対象、認定があれば記載する）
以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出する。
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
 - ・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
 - ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

(2) 実証内容

- ① 実証事業の概要
- ② 供給を目指す次世代燃料（バイオ燃料またはe-fuel）
- ③ これまでの技術開発の現状・化学プロセスと本事業で実証する内容
- ④ 実証に使用するマテリアルフロー及びサプライチェーン
- ⑤ 実証に使用する設備及び製造プロセス
- ⑥ 実証する原料の投入量と製造量の見込み
- ⑦ 次世代燃料の供給実現やカーボンニュートラルに向けた課題と課題解決のための工夫

(別表様式第1)

間接補助事業の実施予定スケジュール

① 当該年度の間接補助事業実施予定スケジュール

<令和6年度>

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

- (注) 1. 当該年度の実施スケジュールを記載してください。
 2. 補助事業の項目毎に記載してください。
 3. 事業が複数年度にわたる場合は、下記の表も記載してください。

②年度別の間接補助事業実施予定スケジュール

項目	令和 年度												令和 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(別表様式第2-1)

所要資金計画 (令和 年度)

◇補助対象予定経費明細

(単位：円)

積算内訳	金額
合 計	

◇事業者の補助対象予定経費内訳

(単位：円)

事業者	事業費
合 計	

- (注) 1. 所要資金計画は、補助対象予定経費のみ記載する。
2. 積算内訳は、単価があるものは記載してください。
3. 複数年度事業については、各年度の所要資金計画を本様式と同様にそれぞれ作成すること。(過年度実績を含む)

(別表様式第2-2)

所要資金計画 (総額)

◇補助対象予定経費明細

(単位：円)

積算内訳	金額
合計	

◇事業者の補助対象予定経費内訳

(単位：円)

事業者	事業費
合計	

- (注) 1. 所要資金計画は、補助対象予定経費のみ記載する。
2. 積算内訳は、単価があるものは記載してください。
3. 複数年度事業の所要資金計画については、事業の完了までの総額を本様式で作成すること。

(別表様式第3)

間接補助事業に要する予定経費、補助対象予定経費及び補助金交付申請予定額

<令和 年度>

(単位：円)

間接補助事業に要する予定経費	補助対象予定経費	補助率	補助金交付申請予定額
		/3	

<令和 年度>

(単位：円)

間接補助事業に要する予定経費	補助対象予定経費	補助率	補助金交付申請予定額
		/3	

<総額>

(単位：円)

間接補助事業に要する予定経費	補助対象予定経費	補助率	補助金交付申請予定額
		/3	

(注) 複数年度事業については、事業の完了までの各年度及び総額を本様式で作成すること。(過年度実績を含む)

(別表様式第4)

資金調達計画

(単位：円)

調達先	調達金額	備考
補助金		
自己資金		
合計		

(注) 調達金額は、事業総額に係る間接補助事業に要する予定経費について記載する。

別紙4

設備の移設等（移設・撤去・廃棄処分費）に係る補助対象工事の範囲と補助対象経費

◇移設

設備の移設とは、当該事業のために必要な機器を事業所内外から移設するものである。

◇撤去

設備の撤去とは、機能を停止した補助対象設備について設備を部位毎に分割した後、これを移動させる工事とする。撤去した設備の事業所構内集積所までの運搬、設備撤去後の跡地の整地を含む。

補助対象経費は、以下のとおりとする。

①上記の撤去に要する費用

ただし、設備撤去後の跡地に係る浄化費用等は含まない。

②設備の撤去により、機能の維持が困難となる設備（撤去設備と接続しているものに限る。）

について、その機能の維持のために必要な当該設備に係る最低限の処置（原則として、当該設備を有する事業所構内の配管・配線敷設）に要する費用

◇廃棄処分

設備の処分とは、事業所構内の集積所に運搬された設備を処理施設にてスクラップにすることをいう。このための費用を補助対象経費とする。ただし、スクラップ及び設備の売却収入差引後費用とする。